

- 一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて行う職業紹介事業
- 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業
- 三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業
- 四 その他厚生労働大臣が定める事業
- （貸付金額の限度）
- 第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下単に「母子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 法第十三条第一項第一号に規定する資金であつて、事業を開始するのに必要なもの（以下「母子事業開始資金」という。）三百十四万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金については、四百七十一万円）
- 二 法第十三条第一項第一号に規定する資金であつて、事業を継続するのに必要なもの（以下「母子事業継続資金」という。）一回につき百五十七万円
- 三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「母子修学資金」という。）イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等學校、高等専門學校又は専修學校に就學する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当その他厚生労働大臣の定める給付（以下「児童扶養手当等」という。）を受けることがで
- きなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就學期間中その額に同法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額
- イ 高等學校又は専修學校に就學する児童（配偶者のない女子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）（専修學校にあつては、高等課程を履修する児童に限る。）に係る母子修学資金 就學期間中月額四万五千円（当該配偶者のない女子と同居する児童及びこれに準すると認められる児童以外の児童（口において「自宅外通学の児童」という。）にあつては、五万二千五百円）
- ロ 大学、高等専門學校又は専修學校に就學する児童（専修學校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る母子修学資金 就學期間中月額十萬八千五百円（自宅外通学の児童にあつては、十四万六千円）。ただし、当該児童が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「大学等修学支援法」という。）第三条に規定する大学等における修学の支援（以下「大学等修学支援」という。）を受けることができるときは、その額から当該児童が受ける独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金の月額と大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免の年額を一二で除した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額（以下「大学等修学支援月額」という。）に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- ハ 大学院に就學する児童に係る母子修学資金 就學期間中月額十三万二千円（博士課程を履修する児童にあつては、十八万三千円）
- 二 専修學校に就學する児童であつて、一般課程を履修するものに係る母子修学資金 就學期間中月額五万円
- 四 法第十三条第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない女子が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの（以下「母子技能習得資金」という。） 知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万八千円
- 五 法第十三条第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない女子が扶養している児童又是配偶者のない女子の二十歳以上である子等が同号に規定する知識技能を習得するのに必要な

統 緒 資 金	始 資 金	母 子 事 業 繼 貸 付 金	資 金 の 種 別	第八条 母子福祉資金貸付金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。
		母子事業開貸付けの日から一年間	据置期間	口 介護を受ける配偶者のない女子に係る母子医療介護資金 五十万円 八 第三条第三号から第六号までに規定する資金（以下「母子生活資金」という。）イからニまでに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、ハに掲げる期間中の母子生活資金の貸付金額の合計額は、二百五十二万円を超えることができない。 イ 医療を受ける配偶者のない女子又は配偶者のない女子が扶養している児童に係る母子医療介護資金 三十四万円（特に経済的に困難な事情にあると認められる場合にあつては、四十万円）
		母子福祉資金貸付金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。	据置期間	ロ 介護を受ける配偶者のない女子に係る母子医療介護資金 五十万円 八 第三条第三号から第六号までに規定する資金（以下「母子生活資金」という。）イからニまでに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、ハに掲げる期間中の母子生活資金の貸付金額の合計額は、二百五十二万円を超えることができない。 イ 医療を受ける配偶者のない女子又は配偶者のない女子が扶養している児童に係る母子医療介護資金 三十四万円（特に経済的に困難な事情にあると認められる場合にあつては、四十万円）

もの（以下「母子修業資金」という。）知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万八千円（修業施設において知識技能を習得する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係るものについては、六万八千円に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額）

六 第三条第一号に規定する資金（以下「母子就職支度資金」という。）十万円（通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合は、三十三万円）

七 第三条第二号に規定する資金（以下「母子医療介護資金」という。）イ又はロに掲げる母子医療介護資金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 医療を受ける配偶者のない女子又は配偶者のない女子が扶養している児童に係る母子医療介護資金 三十四万円（特に経済的に困難な事情にあると認められる場合にあつては、四十万円）

- 三 法第十三条第三項の規定により母子修学資金の貸付けを受けている児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。）が、第五条第二項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。
- 二 母子技能習得資金及び母子生活資金の貸付けは、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から将来に向かつてやめられるものとする。
- 一 当該資金の貸付けを受けている者が、配偶者のない女子でなくなつたとき。
- 二 当該資金の貸付けを受けている者が扶養しているすべての者が、児童でなくなつたとき。
- 三 当該資金の貸付けを受けている者が、児童を扶養しなくなつたとき。
- 四 当該資金の貸付けを受けている者が、死亡したとき。
- 五 当該資金の貸付けを受けている者が、母子技能習得資金の貸付けによる知識技能の習得をやめたとき。
- 六 当該資金の貸付けを受けている者が、失業者でなくなつたとき。
- 3 母子修業資金の貸付けは、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から将来に向かつてやめられるものとする。
- 一 母子修業資金の貸付けを受けている者が、失業者でなくなつたとき。
- 二 母子修業資金の貸付けを受けている配偶者のない女子が、死亡し、配偶者のない女子でなくなり、又は母子修業資金の貸付けにより知識技能を習得している者を扶養しなくなつたとき。
- 三 法第十三条第三項の規定により母子修業資金の貸付けを受けている児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。）が、第五条第二項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。
- 第十三条** 都道府県は、次に掲げる場合には、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会）の意見を聴いて、将来に向かつて当該母子福祉資金貸付金の貸付けをやめることができる。
- 一 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、母子福祉資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- 三 母子福祉資金貸付金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- （貸付けが停止された場合の据置期間）
- 第十四条** 前二条の規定により母子修業資金、母子技能習得資金、母子修学資金又は母子生活資金の貸付けがやめられた場合には、既に貸し付けられた当該資金についての据置期間は、母子修学資金及び母子生活資金については、その貸付けがやめられた後六箇月を経過するまでとし、母子技能習得資金及び母子修業資金については、その貸付けがやめられた後一年を経過するまでとする。
- 二 母子・父子福祉団体に対する監督等
- （母子・父子福祉団体に対する監督等）
- 第十五条** 法第十四条の規定により母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体は、当該貸付けの対象となつた事業ごとに、他の事業の経理と区分して行うこと。
- 二 事業の収益は、当該収益をあげた事業その他該母子・父子福祉団体が行う法第十四条に規定する要件及び第六条に規定する要件に該当する事業の経営に充て、又は法第十四条各号に掲げる者の福祉の増進に直接役立つ用途に使用すること。
- 三 事業の収益を法第十四条の規定による母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている事業以外の用途に使用するときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けること。
- 2 法第十四条の規定により母子・父子福祉団体に対する貸付けがなされたときは、都道府県知事は、当該貸付けの目的が有効に達せられることを確保するため、当該母子・父子福祉団体に対し、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 貸付けの対象となつた事業の状況に關し、報告をさせ、又は当該都道府県の職員に当該事業所若しくは事業場に立ち入り、当該事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 二 貸付けの対象となつた事業の運営を改善すべき旨を勧告すること。
- 三 当該母子・父子福祉団体の役員が法令若しくはこれに基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、当該役員を解職すべき旨を勧告すること。
- （一時償還）
- 第十六条** 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第八条第一項及び第四項の規定にかかわらず、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。
- 一 第十三条第一号又は第二号のいずれかに該当するとき。
- 二 償還金の支払を怠つたとき。
- 三 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が母子・父子福祉団体でなくなつたとき。
- 四 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が貸付けの対象となつた事業を廃止したとき。
- 五 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による都道府県知事の措置に従わず、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による都道府県知事の措置に従わず、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- （違約金）
- 第十七条** 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年三パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないとつき、災害その他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- （納付金）
- 第十八条** 母子・父子福祉団体に対する母子福祉資金貸付金につき、第十六条の規定により一時償還の請求がなされたときは、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者は、当該一時償還の請求に係る母子福祉資金貸付金の貸付けの日の翌日から当該一時償還に係る支払期日までの期間に応じ、当該母子福祉資金貸付金の額（母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者がその一部を償還している場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、厚生労働大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該母子福祉資金貸付金の利率を控除した率を乗じて得た金額を都道府県に納付しなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の規定により納付金を納付すべき金額を納付しなかつた場合に準用する。
- （償還金の支払猶予）
- 第十九条** 都道府県は、次に掲げる場合には、第八条第一項及び第四項の規定にかかわらず、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第一号に掲げる場合において、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帶して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。
- 一 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるとき。

二 母子修学資金又は母子就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けに期日に償還されたものとみなす。

(償還を免除することができない場合)

第二十条 法第十五条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、第八条第五項若しくは第九条第一項の保証人又は当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合であつて、当該保証人又は当該借主が当該母子福祉資金(償還を免除することができる母子福祉資金)

第二十一条 法第十五条第二項に規定する政令で定める資金は、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百七号)附則第四条第一項に規定する特例児童扶養資金及び附則第八条第一項に規定する母子臨時児童扶養等資金とする。

第二十二条 法第十五条第二項に規定する政令で定める事由は、同項に規定する資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 死亡したとき。
- 二 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- 三 (施行の細則の委任)

第二十三条 第三条から前条までに定めるもののほか、母子福祉資金貸付金の貸付けの申請、貸付けの決定の通知、借用書の提出、償還の手続その他母子福祉資金貸付金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項は、都道府県知事が定める。

第二十四条 都道府県知事は、母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関し、厚生労働省令の定めるとところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第二十五条 削除
(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに係る居宅等における便宜の供与等に関する措置の基準)

第二十六条 法第十七条第一項の措置は、当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもので現に日常生活に支障が生じている状況に応じて適切な同項に規定する便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

第二十七条 法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金(以下単に「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年(一月から七月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の表の第二欄に定める額未満であるもの(以下この項において「受給資格者」という。)が、就職を容易にするために必要な資格を得するため養成機関において一年以上修業する場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。

第二十八条 法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金(以下単に「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年(一月から七月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の表の第二欄に定める額未満であるもの(以下この項において「受給資格者」という。)が、就職を容易にするために必要な資格を得するため養成機関において一年以上修業する場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。

第二十九条 法第三十一条第一号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に定める額とする。

一 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(四月から七月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次条第四項第一号において同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第四項第一号において同じ。)月額十万円(第一項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額十四万円)

二 前号に掲げる者以外の者月額七万五百円(第一項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額十一万五百円)

前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第三条第二項並びに第四条第一項及び第二項の規定の例による。

第三十条 母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第三条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定の例による。

3 母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定による教育訓練給付金(次号及び第三号において「教育訓練給付金」という。)の支給を受けることができない受給資格者(次号に掲げる者を除く。)当該受給資格者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に百分の六十を乗じて得た額(その額が二十万円を超えるときは、二十万円)

二 教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(職業に必要な実践的かつ専門的なものとして法第八条第一項に規定する都道府県知事等が指定する教育訓練(以下この号及び次号において「指定教育訓練」という。)を受ける者に限る。)当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に百分の六十を乗じて得た額(その額が百六十万円を超えるときは、百六十万円)

三 教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者(第一号(指定教育訓練を受ける者であるときは、前号)に定める額から雇用保険法第六十条の二第四項の規定により当該受給資格者が支給を受けることができる教育訓練給付金の額を差し引いた額)

4 第一项及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により母子家庭自立支援教育訓練給付金の額として算定された額が一万二千円を超えないときは、母子家庭自立支援教育訓練給付金は、支給しない。

(母子家庭高等職業訓練促進給付金)

(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金)

第二十九条 法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

2 前条第一項の養成機関において一年以上の課程を修了した者（次号及び第三号において「養成課程修了者」という。）であつて、当該養成機関における修業を開始した日（次号において「修業開始日」という。）及び当該養成機関における課程を修了した日（第三号及び第四項第一号において「修了日」という。）において、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの

二 養成課程修了者の修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得が、その者の扶養親族おいて生計を維持したもの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の表の第二欄に定める額未満であるもの

三 養成課程修了者の修了日の属する年の前年（修了日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修了日の属する年の前年の十二月三十一日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の表の第二欄に定める額未満であるもの

4 前項第二号及び第三号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第二項の規定を準用する。
母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度（修了日の属する月が四月から七月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 五万円
二 前号に掲げる者以外の者 二万五千円
(厚生労働省令への委任)

第三十条 前三条に定めるもののほか、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 父子家庭に対する福祉の措置

(法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第三十一条 法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一 法第六条第二項に規定する配偶者のない男子（以下単に「配偶者のない男子」という。）又は配偶者のない男子が扶養している児童の就職に際し必要な資金

二 配偶者のない男子若しくは配偶者のない男子が扶養している児童が医療を受けるのに必要な資金又は配偶者のない男子が介護を受けるのに必要な資金

三 配偶者のない男子が法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金

四 配偶者のない男子が医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

五 配偶者のない男子が当該配偶者のない男子となつた事由の生じたときから七年を経過する日までの期間中の生活を維持するのに必要な資金

六 配偶者のない男子が失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金

七 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金

八 住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な資金

九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない男子が扶養している児童の小学校若しくは中学校への入学又は配偶者のない男子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない男子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下この章において「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

十 配偶者のない男子が扶養している児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等の婚姻に際し必要な資金

(父子福祉資金の貸付けの継続)

第三十一条の二 法第三十一条の六第二項に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一 法第三十一条の六第一項第一号に規定する資金

二 法第三十一条の六第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない男子が扶養している児童が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの

(児童及び配偶者のない男子の二十歳以上である子等に対する父子福祉資金の貸付け)

第三十一条の三 法第三十一条の六第三項に規定する政令で定める資金は、前条各号に掲げる資金とする。

2 法第三十一条の六第三項の規定により児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。以下この項において同じ。）に前項に規定する資金を貸し付けることができる者は、当該資金の貸付けを受けた配偶者のない男子の死亡の際当該児童又は配偶者のない男子の二十歳以上である子等が次の各号のいずれかに該当する場合（生存している母のうちに次の各号の事情のいずれにも該当しない者がある場合を除き、当該資金の貸付けに係る第三十一条の六第五項の保証人がある場合にあつては、その同意があつたときに限る。）とする。

一 母と死別していること。

二 母の生死が明らかでないこと。

三 母から遺棄されていること。

四 母が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つているためその扶養を受けることができないこと。

五 母が海外にあるためその扶養を受けることができないこと。

六 母が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができないこと。

(貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業)

第三十一条の四 第六条第一項の規定は法第三十一条の六第四項に規定する政令で定める事業について、第六条第二項の規定は法第三十一条の六第四項に規定する同項第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第六条第二項中「同号」とあるのは、「法第三十一条の六第四項第一号」と読み替えるものとする。

(償還を免除することができる父子福祉貸付金)
第三十一条の四の二 法第三十一条の六第五項に規定する政令で定める資金は、附則第九条第一項に規定する父子臨時児童扶養資金とする。

第三十一条の五 法第三十一条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金（以下単に「父子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

第三十一条の（準用規定）

第三十一条の七 第九条から第二十条まで及び第二十二条から第二十四条までの規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「修業施設」という。）

への入所に際し必要な資金

九 寡婦の被扶養者の婚姻に際し必要な資金

（寡婦の被扶養者に対する寡婦福祉資金の貸付け）

第三十三条 法第三十二条第二項に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一 法第三十二条第一項第二号に規定する資金

二 法第三十二条第一項第三号に規定する資金であつて、寡婦の被扶養者が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの

法第三十二条第二項の規定により寡婦の被扶養者に前項に規定する資金を貸し付けることができる

のは、当該資金の貸付けを受けていた寡婦の死亡の際当該寡婦の被扶養者が次の各号のいず

れかに該当する場合（生存している父のうちに次の各号の事情のいずれにも該当しない者がある

場合を除き、当該資金の貸付けに係る第三十七条第五項の保証人がある場合にあつては、その同

意があつたとき限り）とする。

一 父と死別していること。

二 父の生死が明らかでないこと。

三 父から遺棄されていること。

四 父が海外にあるためその扶養を受けることができないこと。

五 父が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つているためその扶養を受ける

ことができないこと。

六 父が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができないこと。

（法第三十二条第三項に規定する政令で定める収入の基準等）

第三十四条 法第三十二条第三項に規定する政令で定める基準は、当該寡婦の前年の所得（一月一

日から五月三十一日までの間に申請のあつた当該貸付金については、前々年の所得）の額につい

て二百三万六千円とする。

2 前項に規定する所得の範囲は、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第

一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）につ

いての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするものと

し、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税に係る同法第

三十二条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の

三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期

譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五

条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義

による所得税等の非課税等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税

法の特例等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十四号）第八条第二項（同法

第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等

の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含

む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税

適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額から八万円を控除した

額とする。

3 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額から

それぞれ控除するものとする。

一 前項に規定する道府県民税につき、当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛

金控除額に相当する額について、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）

三 前項に規定する道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号又は第九号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

四 前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者につ

いては、当該免除に係る所得の額

二十一条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十四号）附則第八条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十五

条に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

五 その所得が生じた年分の所得税につき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第

二十四条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十四号）附則第八条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十五

条に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

六 条第二項の規定は法第三十二条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、災害、盜難、疾病、負傷

その他の理由により生活の状態が著しく窮屈していると認められる事情とする。

（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）

第三十五条 第六条第一項の規定は法第三十二条第四項に規定する政令で定める事業について、第

六条第二項の規定は法第三十二条第四項に規定する寡婦の自立の促進を図るための事業として政

令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第六条第二項中「同号に掲げ

る者」とあるのは、「寡婦」と読み替えるものとする。

（貸付金額の限度）

第三十六条 法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金（以下単に「寡婦福祉資金貸付

金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 法第三十二条第一項第一号に規定する資金であつて、事業を開始するのに必要なもの（以下

「寡婦事業開始資金」という。）三百十四万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける寡婦事

業開始資金については、四百七十一万円）

二 法第三十二条第一項第一号に規定する資金であつて、事業を継続するのに必要なもの（以下

「寡婦事業継続資金」という。）一回につき百五十七万円

三 法第三十二条第一項第二号に規定する資金（以下「寡婦修学資金」という。）イからニまで

に掲げる寡婦修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 高等学校又は専修学校に就学する寡婦の被扶養者（専修学校にあつては、高等課程を履修

する寡婦の被扶養者に限る。）に係る寡婦修学資金（就学期間中月額四万五千円（当該寡婦

と同居する寡婦の被扶養者及びこれに準ずると認められる寡婦の被扶養者以外の寡婦の被扶

養者（以下「自宅外通学の寡婦の被扶養者」という。）については、五万二千五百円）

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する寡婦の被扶養者（専修学校にあつては、専門

課程を履修する寡婦の被扶養者に限る。）に係る寡婦修学資金（就学期間中月額十万八千五

百円（自宅外通学の寡婦の被扶養者にあつては、十四万六千円）。ただし、当該寡婦の被扶

養者が大学等修学支援を受けることができるときは、その額から当該寡婦の被扶養者が受け

る大学等修学支援月額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とす

る。）

ハ 大学院に就学する寡婦の被扶養者に係る寡婦修学資金（就学期間中月額十三万二千円（博

士課程を履修する寡婦の被扶養者にあつては、十八万三千円）

二 専修学校に就学する寡婦の被扶養者であつて、一般課程を履修するものに係る寡婦修学資

金（就学期間中月額五万千円）

四 法第三十二条第一項第三号に規定する資金であつて、寡婦が同号に規定する知識技能を習得

するのに必要なもの（以下「寡婦技能習得資金」という。）知識技能を習得する期間中五年を

超えない範囲内において月額六万八千円

五 法第三十二条第一項第三号に規定する資金であつて、寡婦の被扶養者が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの（以下「寡婦修業資金」という。）知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万八千円

（寡婦に係る居宅等における便宜の供与等に関する措置の基準）	第三十九条 法第三十三条第一項の措置は、当該寡婦の現に日常生活等に支障が生じて いる状況に応じて適切な同項に規定する便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。	第十四条	児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である者を含む。）	規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。）	前二条	第三十三条第二項各号	第三十八条において準用する第十二条（第二項第一号及び第三号を除く。）及び	第三十三条第二項各号	第三十九条第一項	寡婦の被扶養者	第十五条第一項	寡婦修学資金	寡婦技能習得資金	寡婦修業資金	寡婦生活資金
第二十三条	第二十条	第十五条第一項第二号	第十五条第一項第二号	第十五条第一項第三号	第十五条第一項第三号	第十六条第一項	第十六条第一項	第六条	法第十四条各号に掲げる者	寡婦	第十四条に	第十四条の規定により	第十四条（各号を除く。）の規定により	第十三条第二項第四項において準用する法第十四条（各号を除く。）の規定により	第十三条第二項第四項において準用する法第十四条（各号を除く。）に
第二十三条	第二十条	第十六条第一号	第十六条第一号	第十七条第一項	第十七条第一項	第十八条第一項	第十八条第一項	第八条	法第十四条各号に掲げる者	寡婦	第十六条	法第十四条各号に掲げる者	寡婦	第十六条第一項において準用する第十三条第一号	第十六条第一項において準用する第十三条第一号
第二十三条	第二十条	第十八条第一項	第十八条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	法第十四条各号に掲げる者	寡婦	第十九条第一項	法第十四条各号に掲げる者	寡婦	第十九条第一項において準用する第十六条	第十九条第一項において準用する第十六条
第二十三条	第二十条	第十九条第一項	第十九条第一項	第二十条	第二十条	第二十一条	第二十一条	第二十二条	母子修業資金	母子修業資金	第二十二条	母子修業資金	母子修業資金	第二十二条第一項	第二十二条第一項
第二十三条	第二十条	第二十三条から前条	第二十三条から前条	第二十三条	第二十三条	第二十四条	第二十四条	第二十五条	母子修業資金	母子修業資金	第二十五条	母子修業資金	母子修業資金	第二十五条第一項	第二十五条第一項
第二十三条	第二十条	第二十三条から前条	第二十三条から前条	第二十三条	第二十三条	第二十四条	第二十四条	第二十五条	母子修業資金	母子修業資金	第二十五条	母子修業資金	母子修業資金	第二十五条第一項	第二十五条第一項

第五章 福祉資金貸付金に関する特別会計等

(法第三十六条第二項に規定する政令で定める収入)
第四十条 法第三十六条第二項に規定する政令で定める収入は、利子、第十七条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による違約金、第十八条第一項（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による納付金及び第十八条第二項（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）において準用する第十七条（貸付事務費に充當できる利子等の割合）

第四十一条 法第三十六条第四項に規定する政令で定める割合は、十分の十とする。
（剩余金の国への償還）

第四十二条 法第三十七条第二項に規定する政令で定める額は、当該都道府県における当該年度の前々年度（以下「基準年度」という。）以前三年度の各年度における特別会計の決算上の母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」と総称する。）の貸付額の合計額を三で除して得た額の一・七倍に相当する額とする。ただし、当該都道府県が次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準年度の前々年度以降の年度に母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付業務を開始し、又は廃止した場合（福祉資金貸付金の貸付業務を廃止した場合を除く。）基準年度の翌々年度における福祉資金貸付金の貸付額の見込額等を勘案して厚生労働大臣が定める額
 二 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害をいう。）による被害を受けた者（以下この号において「被災者」という。）に対する福祉資金貸付金の財源として、同法第二十条第一項の規定に基づき、基準年度以前三年度のいずれかの年度において特別会計への繰入れを行つた場合、基準年度以前三年度の各年度における福祉資金貸付金の貸付額及び被災者に対する貸付額、基準年度以前三年度の各年度において被災者に対する福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額等を勘案して厚生労働大臣が定める額

2 法第三十七条第二項の規定による都道府県の国への償還は、当該年度の八月三十一日までに行わなければならぬ。
（一般会計への繰入れ）

第四十三条 法第三十七条第五項の政令で定める額は、当該年度における同条第二項の規定による国への償還金の額と同条第四項の規定による国への償還金の額との合計額に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額とする。
 一 法第三十七条第二項第二号に掲げる金額
 二 法第三十七条第二項第一号に掲げる金額

2 法第三十五条の規定による都道府県の一般会計への繰入れは、同条第二項又は第四項の規定による国への償還を行つた年度において行うものとする。
（貸付業務の廃止）

第四十四条 都道府県は、福祉資金貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際ににおける未貸付額については、直ちに、その後において支払を受けた福祉資金貸付金の償還金のうち、毎年、四月一日から九月三十日までの間に支払を受けたものについては、十月一日までに、十月一日から翌年三月三十日までの間に支払を受けたものについては、四月三十日までに、それぞれその額に法第三十七条第六項に規定する割合を乗じて得た金額を国に償還しなければならない。

第六章 費用

第四十五条 法第四十四条の規定による都道府県の補助は、各年度において、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第四十二条第一号、第三号、第四号又は第六号から第八号までに掲げる費用の額から、その費用のための収入の額を控除した額の四分の一に相当する額について行う。

2 法第四十五条の規定による国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第四十二条第一号、第三号、第四号若しくは第六号から第八号まで又は第四十三条第一号、第二号、第四号から第六号まで若しくは第八号から第十一号までに掲げる費用について行は、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用の額から、その費用のための収入の額を控除した額の二分の一に相当する額

二 法第四十二条第二号若しくは第五号又は第四十三条第三号若しくは第七号に掲げる費用については、法第三十一条の規定により都道府県等が行う母子家庭自立支援給付金又は法第三十一条の十において準用する法第三十一条の規定により都道府県等が行う父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用の額の四分の三に相当する額

第七章 雜則

第四十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第四十六条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十四条の三十一第一項及び第二項に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第四十六条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第一百七十四条の九第一項及び第二項に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（母子福祉資金の貸付等に関する法律施行令の廃止）

第二条 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十九号）は、廃止する。

（経過規定）

第三条 法附則第三条第一項の規定により都道府県が貸し付けることができる資金は、第七条第三号に規定する母子修業資金、同条第五号に規定する母子修業資金、同条第六号に規定する母子職支度資金及び同条第十一号に規定する母子就学支度資金並びに附則第八条第一項に規定する母子臨時児童扶養等資金とする。

第四条 法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。
 一 法附則第六条第一項に規定する四十歳以上の配偶者のない女子（以下この条において単に「四十歳以上の配偶者のない女子」という。）の就職に際し必要な資金
 二 四十歳以上の配偶者のない女子が医療又は介護を受けるのに必要な資金
 三 四十歳以上の配偶者のない女子が法附則第六条第一項第三号に規定する知識技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金
 四 四十歳以上の配偶者のない女子が医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

五 四十歳以上の配偶者のない女子が失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金
 六 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
 七 住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な資金
 八 法附則第六条第一項第二号に規定する被扶養者（次号において単に「被扶養者」という。）の高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学又は同項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるものへの入所に際し必要な資金
 九 被扶養者の婚姻に際し必要な資金

（平成二十四年二月二十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金に関する特例）

第五条 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第一百四十九号）の施行に次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一

部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第三百三号）。次条において「整備政令」という。第一条の規定による改正前の第三十条第一項の養成機関において修業し、又は母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行の日から平成二十四年三月三十日までに同項の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して、母子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同条第三項第一号及び第四項の規定の適用については、同号中「十万円」とあるのは「十四万円」と、同項中「期間」（その期間が二十四月を超えるときは、「二十四月」とあるのは「期間」とする。）（平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金に関する特例）

第六条 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十日までに整備政令第一条の規定による改正前の第三十条第一項の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して、母子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「二十四月」とあるのは、「三十六月」とする。（令和三年四月一日から令和五年三月三十日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

第七条 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十日までに整備政令第一条の規定による改正前の第三十条第一項の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して、母子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「二十四月」とあるのは、「三十六月」とする。（令和三年四月一日から令和五年三月三十日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同項及び同条第三項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二十八条第一項中「一年」とあるのは、「六月」と、同条第三項第一号中「最後の十二月」とあるのは、「最後の十二月（その期間が十二月末満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」とする。

前項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練修了支援給付金又は父子家庭高等職業訓練修了支援給付金を支給する場合における第二十九条第二項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二十九条第二項第一号中「一年」とあるのは、「六月」とする。

（母子臨時児童扶養等資金）

第八条 都道府県は、令和元年十一月一日から令和二年一月三十一日までの間、法第六条第一項の配偶者のない女子で現に児童を扶養するものであつて、次の各号のいずれにも該当するもの又は次の各号のいずれにも該当する者に扶養される法附則第三条第一項に規定する父母のない児童に対する児童の扶養又は生活の安定と向上に必要な資金（以下この条において「母子臨時児童扶養等資金」という。）を貸し付けることができる。

一 令和元年七月三十一日までに児童扶養手当法第六条第一項の規定による認定の請求をした者であること。

二 母子臨時児童扶養等資金の貸付けの申請の際現に児童扶養手当の支給を受けている者であること。

三 令和元年八月分の児童扶養手当の額が、同年十一月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であること。

2 母子臨時児童扶養等資金の額は、令和元年十一月分の児童扶養手当の額に相当する額に三を乗じて得た額から同年十月分の児童扶養手当の額に相当する額に三を乗じて得た額を控除した額を超えることはできない。

3 母子臨時児童扶養等資金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。

一 据置期間 貸付けの日から六箇月間

二 債還期限 据置期間経過後三年以内

三 母子臨時児童扶養等資金の貸付金は、無利子とする。

4 法附則第三条第一項の父母のない児童が母子臨時児童扶養等資金の貸付けを受けようとする場合は、保証人を立てなければならない。

6 都道府県は、母子臨時児童扶養等資金の貸付けを受けた者の前年の所得の額が児童扶養手当施行令第二条の四第一項の定めるところにより算定される額未満である場合は、第三項の規定にかかるらず、その据置期間を、当該貸付けに係る児童が十八歳に達した日以後の最初の三月三十日（同令別表第一に定める程度の障害の状態にある児童にあつては、二十歳に達した日）の翌日から算して六箇月を経過するまでの範囲内において、二年内の期間を定めて延長することができる。当該延長に係る据置期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

7 都道府県は、母子臨時児童扶養等資金に係る償還金の支払期日において、当該貸付けに係る児童（二十歳に達した者を含む。）が小学校、中学校、高等学校、大学、大学院（高等専門学校又は専修学校に就学しているときは、第三項の規定にかかるらず、当該母子臨時児童扶養等資金の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。

8 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、母子臨時児童扶養等資金の利子の計算について、その償還金の支払によつて償還されたべきであつた母子臨時児童扶養等資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

9 第八条第二項及び第三項、第九条第二項、第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十七条、第十九条、第二十条並びに第二十二条から第二十四条までの規定は、母子臨時児童扶養等資金の貸付け又は償還について準用する。この場合において、同項中「前条第五項及び前項」とあるのは「附則第八条第五項」と、第十六条及び第十九条第一項中「第八条第一項及び第四項」とあるのは「附則第八条第三項」と、第二十条中「第八条第五項若しくは第九条第一項の保証人又は当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帶して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主」とあるのは「附則第八条第五項の保証人」と、「当該保証人又は当該借主」とあるのは「当該保証人」と、第二十三条规定中「第三条から前条まで」とあるのは「第八条第二項及び第三項、第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十七条、第十九条、第二十条並びに第二十二条並びに附則第八条第一項から第八項まで」と読み替えるものとする。（父子臨時児童扶養資金）

第九条 都道府県は、令和元年十一月一日から令和二年一月三十一日までの間、法第六条第二項の配偶者のない男子で現に児童を扶養するものであつて、次の各号のいずれにも該当するものに対して児童の扶養に必要な資金（以下この条において「父子臨時児童扶養資金」という。）を貸し付けることができる。

一 令和元年七月三十一日までに児童扶養手当法第六条第一項の規定による認定の請求をした者であること。

二 父子臨時児童扶養資金の貸付けの申請の際現に児童扶養手当の支給を受けている者であること。

三 令和元年八月分の児童扶養手当の額が、同年十一月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であること。

2 父子臨時児童扶養資金については、前条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定を準用する。

3 第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十七条、第十九条、第二十二条から第二十四条まで並びに第三十二条の六第二項及び第三項の規定は、父子臨時児童扶養資金の貸付け又は償還について準用する。この場合において、第十六条及び第十九条第一項中「第八条第一項及び第四項」とあるのは「附則第九条第二項において準用する附則第八条第三項」と、第二十三条中「第三条から前条まで」とあるのは「第十六条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十七条、第十九条、第二十二条並びに第三十二条並びに附則第九条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

附 則（昭和四十一年三月一五日政令第二三号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の次に一条を加える改正規定及び第六条第七号の改正規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四年三月二八日政令第四四号）

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第六条第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年五月一五日政令第一二二号）抄

4 1 この政令は、公布の日から施行する。
この政令の施行前に医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の母子福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十条第一項第二号に規定する資金の貸付けにより実地修練をした者に係る当該資金の据置期間及び償還期限については、なお従前の例による。

附 則（昭和四三年六月一四日政令第一六〇号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条第三号の規定は、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和四四年五月一〇日政令第一一一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年四月一日政令第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（自衛隊法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 次に掲げる政令の規定に規定する延滞利息又は違約金の全部又は一部で施行日前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

附 則（昭和四五年七月一〇日政令第二一九号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条第四号及び第五号の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和四八年六月一九日政令第一五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年六月二八日政令第二四一号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条第四号及び第五号の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和五一年五月一七日政令第一四九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条第三号の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年六月二七日政令第二五八号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条第三号から第五号までの規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五四年六月八日政令第一七三号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第三号の改正規定は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和五五年四月三日政令第一一三号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条第三号から第五号までの規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五六年五月二六日政令第一八一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年一月一六日政令第六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年五月一八日政令第一四一號）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第二条第六号、第六条第三号ハ、第四号、第五号及び第十一号、第七条第一項の表結婚資金の項並びに第二十七条第三号ハ、第四号及び第五号の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。この場合において、この政令の施行前においてした児童の婚姻に係る改正後の第二条第六号に規定する資金の貸付けについては、改正後の第六条第十一号中「十五万円」とあるのは、「十四万円」とする。

附 則（昭和五八年五月二〇日政令第一〇七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年七月六日政令第二四一號）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条第三号ハ、第四号及び第五号並びに第二十七条第三号ハ、第四号及び第五号の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年九月一四日政令第二七一號）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条第三号イ及びロ並びに第二十七条第三号イ及びロの規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和六〇年六月二二日政令第一一八一號）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第二十六条第三項第二号の規定は、昭和六十年六月一日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し、同年五月三十一日以前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年七月一二日政令第二三五號）抄

1 2 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（児童福祉法施行令第十八条の二の改正規定を除く。）、第二条、第三条、第八条及び第九条の規定並びに第十条の規定（地方自治法施行令第七十四条の二十六第一項及び第三項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定並びに第百七十四条の二十七第二項、第百七十四条の三十一第二項及び第百七十四条の四十二第二号の改正規定に限る。）は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第五号に定める日（昭和六十一年一月十二日）から施行する。

附 則（昭和六〇年七月二三日政令第二三八號）

この政令は、昭和六十年八月一日から施行する。

附 則（昭和六一年七月二二日政令第二六二號）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条第三号ハ、第四号、第五号及び第十一号の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六一年五月二九日政令第一八二號）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条第三号、第四号及び第五号並びに第十一号並びに第二十七条第三号ハ、第四号、第五号及び第十一号の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年四月三〇日政令第一三五號）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条第三号ハ、第四号、第五号及び第十号並びに第二十七条第三号ハ、第四号、第五号及び第十一号の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年五月二九日政令第一五九號）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び第二十七条の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則（平成元年一二月二二日政令第三三六號）抄

（施行期日等）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

（施行期日）
この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二十日政令第四一号）抄

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び第二十七条の規定は、平成二年四月一日から適用する。

改正後の第二十六条第三項の規定は、平成二年六月一日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて、なお従前の例によつて適用し、同年五月三十日以前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例によつて適用する。

七条の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則（平成四年四月一〇日政令第一一二号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び第二十七条の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則（平成五年四月一〇日政令第一四一号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び第二十七条の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則（平成五年一二月一日政令第三七八号）
この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第一条中第二十三条の二の改正規定（「第十五条の二」を「第十四条」に改める部分を除く。）及び第二十九条の二の改正規定（同条を第三十条とする部分を除く。）は、同年一月一日から施行する。

平成六年五月三十一日以前の申請に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦に対する寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて第一条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法施行令第二十六条第二項の規定が適用される場合には、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額」（地方税法の一部を改正する法律（平成四年法律第五号）による改正前の地方税法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第三十二条第一項に規定する総所得金額」とする。）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び第二十七条の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成六年二月二一日政令第一六九号）
この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

(母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十四年七月三十一日以前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

第四条 都道府県は、この政令の施行の日から五年を経過する日までの間、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、次の各号のいすれにも該当するものに対し、当該児童の扶養に必要な資金(以下この条において「特例児童扶養資金」という。)を貸し付けることができる。

一 平成十四年七月分の児童扶養手当の支給を受けた者であること。

二 特例児童扶養資金の貸付けの申請の際現に児童扶養手当の支給を受けている者であること。

三 前号の児童扶養手当の額(児童扶養手当法第五条第二項の規定により加算した額を除く。以下同じ。)が、第一号の児童扶養手当の額未満であること。

四 特例児童扶養資金の額は、前項第一号の児童扶養手当の額から同項第二号の児童扶養手当の額を控除した額を超えることができない。

五 特例児童扶養資金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。

一 据置期間 貸付けの期間が満了した日又は当該資金の貸付けを受けた者が扶養している児童が満十五歳に達した日の属する学年を終了した日のうちいすれか遅い日(当該資金の貸付けを受けた者が死亡し、又は児童を扶養しなくなつたときは、その死亡し、又は扶養しなくなつた日)の翌日から起算して一年を経過するまで。

二 債還期限 据置期間経過後十年以内

六 特例児童扶養資金の貸付金は、無利子とする。

七 特例児童扶養資金の貸付けを受けた者(配偶者のない女子でなくなり、児童を扶養しなくなり、又は児童扶養手当法第六条第一項の規定による認定を受けた同法第九条第一項若しくは第九条の二に規定する受給資格者(次項第二号において「受給資格者」という。)でなくなった者を除く。)の経済的状況が厚生労働大臣の定める要件に該当する場合には、第三項の規定にかかる

らず、その据置期間を、当該貸付けを受けた者が扶養している児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した日(児童扶養手当法別表第一に定める程度の障害の状態にある児童については、二十歳に達した日)の翌日から起算して六月を経過するまでの範囲内において、厚生労働大臣が定める期間延長することができる。

八 特例児童扶養資金の貸付けは、次に掲げる場合には、第一号又は第二号に掲げる場合にあっては当該各号に規定する事由が生じた日の属する月から、将来に向かつて行わないものとする。

九 特例児童扶養資金の貸付けを受けている者が、死亡し、又は児童を扶養しなくなつたとき。

二 特例児童扶養資金の貸付けを受けている者が、配偶者のない女子でなくなり、又は受給資格者でなくなつたとき(前号に該当するときを除く。)。

三 特例児童扶養資金の貸付けを受けている者が、児童扶養手当法第十二条第一項に規定する場合に該当するに至つたとき。

前項の規定により特例児童扶養資金の貸付けを行わないこととなつた場合には、既に貸し付けられた貸付金についての据置期間は、その貸付けを行わないこととなつた後(前項第二号又は第三号に該当することにより貸付けを行わないこととなつた場合において、当該資金の貸付けを受けた者が扶養している児童が満十五歳に達した日の属する学年を終了する前であるときは、当該

学年を終了した後)六月を経過するまでとする。

都道府県は、特例児童扶養資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けを受けた者が扶養している児童(二十歳以上である者を含む。)が高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学しているときには、第三項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。

前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、特例児童扶養資金の利子の計算について、その償還金の支払によつて償還されるべきであった特例児童扶養資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

10 第二条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法施行令第九条第一項及び第二項、第十一条、第十三条、第十六条第一号及び第二号、第十七条、第二十条、第二十三条並びに第二十四条の規定は、特例児童扶養資金の貸付け又は償還について準用する。

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年一月一七日政令第五二一号)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年四月一日政令第一五三号)

この政令は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (平成一七年四月一日政令第一四二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月三〇日政令第一一三号)

この政令は、平成十八年三月三〇日政令第一一三号)抄

第一条 (施行期日) この政令は、平成十八年三月三〇日政令第一一三号)抄

第一条 (施行期日) この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、平成十八年五月三十一日以前の申請に係る寡婦福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

第一条 (施行期日) この政令による改正後の第三十四条第三項の規定は、平成十八年六月一日以後の申請に係る寡婦福祉資金の貸付けについて適用し、平成十八年五月三十一日以前の申請に係る寡婦福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

第一条 (施行期日) この政令は、平成十八年三月三〇日政令第一一三号)抄

第一条 (施行期日) この政令は、平成十九年三月一日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、平成十九年四月一日政令第一五五号)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、平成十九年三月二二日政令第五五号)

この政令は、平成十九年三月二二日政令第五五号)抄

第一条 (施行期日) この政令は、平成十九年七月一日政令第二一〇号)

この政令は、平成十九年七月一日政令第二一〇号)抄

第一条 (施行期日) この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、平成一九年四月一日政令第一五五号)

この政令は、平成一九年四月一日政令第一五五号)抄

第一条 (施行期日) この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

て適用し、施行日前に同項に規定する教育訓練を開始した同項に規定する受給資格者については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年三月三日政令第一二五号）
第一条（施行期日）この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)
〔所令一二〇。〕第一、二、三の見

第二条 この政令による改正後の母子及て寡婦福祉法施行令（以下「新令」といふ）第八条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る母子福祉資金貸付金の定は、

貸付けについて適用し、施行日前の申請に係る母子福祉資金貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 新令第三十条第二項の規定は、施行日以後に母子及び寡婦福祉法施行令第三十条第一項の養成機関ごとに、(参考)開設の二回員に見合せ各員につき、(同)月額、(同)日付に同員の養成

機関において修業を開始した同項に規定する受給資格者は、ついで適用し、施行日前は同項の養成機関において修業を開始した同項に規定する受給資格者については、なお従前の例による。

3 新令第三十条の二の規定は、施行日以後に母子及び寡婦福祉法施行令第三十条第一項の養成機関において修業を開始した新令第三十条の二第一項に規定する受給資格者について適用する。

新令第三十七条の規定は、施行日以後の申請に係る寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて適用され、令施行日前の申請に係る寡婦福祉資金貸付金の貸付けは、もとより適用されない。

附 則（平成二一年一月四日政令第一六号）
施行日前の申請に係る寡婦福祉資金貸付金の貸付けについては、なお前例による。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(施行期日) 附則(平成二二年六月五日政令第一四九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

七条第四号及び第五号、第八条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第二項並びに第二十条（これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）

、第三十三条第二項、第三十六条第四号及び第五号、第三十七条第二項並びに第三十八条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る母子富塗資金貸付金及び

寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて適用し、施行日前の申請に係る母子福祉資金貸付金及び寡

附 則（平成二年三月三一日政令第五七号）抄
婦福祉資金貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

第一条（施行期日）この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附則（平成二二年四月一日政令第一〇五号）

附則（平成二四年三月三十日政令第九五号）
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日) 一月二四日政令第一九九号

1 この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成二十四年七月以前の請求に係る高等職業訓練促進給付金の額及び同月三十一日以前の母子及び寡婦富止去施行令第三十一条の二第一項第一号に規定する多目的に係る高等職業訓練修了支援

及て寡婦名治が行年第三十の「第一回第一号に夫死て全體一白い枕を青等耶羨詠絵傳」¹の挿給付金の額については、なお従前の例による。

附則
〔平成二四年八月一日政令第○二二二號抄〕

1 (施行期日) この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。
附 則 (平成二五年五月一六日政令第一五四号)
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第三十条第四項の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則 (平成二六年三月二六日政令第八一号)
この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月二十五日政令第三一三号) 拝
(施行期日)
1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。
附 則 (平成二七年三月二七日政令第一一七号)
(施行期日)
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の第十七条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、改正後の第十七条に規定する違約金のうち平成二十七年四月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年四月一〇日政令第二一〇号)
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第七条、第三十一条の五及び第三十六条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則 (平成二七年一二月一六日政令第四二一号)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一七六号)
(施行期日)
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「新令」という。）第八条第四項、第三十二条の六第四項及び第三十七条第四項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第十六条に規定する母子福祉資金貸付金、法第三十二条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金及び法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて適用し、施行日前の申請に係る当該母子福祉資金貸付金、当該父子福祉資金貸付金及び当該寡婦福祉資金貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 新令第二十七条第三項及び第四項（これらの規定を新令第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に修了した新令第二十七条第一項（新令第三十二条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する教育訓練に係る法第三十二条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第三十三条の十において読み替えて準用する同号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金について適用し、施行日前に修了した当該教育訓練に係る当該母子家庭自立支援教育訓練給付金及び当該父子家庭自立支援教育訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年五月二十五日政令第二二六号) 拝
(施行期日)

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

